

ID: 293

担当部署: 都市建設課

<b>処分の概要</b>	債務の弁済に関する計画の承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第117条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<b>【基準】</b>	<p>法第117条第3項の規定による。 (事業代行終了の公告等)</p> <p>第117条 事業代行者は、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれ がなくなつたとき、又は第101条第1項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事に あつては事業代行終了の旨を公告し、市町村長にあつてはその旨を都道府県知事に通知し なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、事業代行終了の旨を公告しなければならない。 い。</p> <p>3 個人施行者、組合又は再開発会社は、事業代行終了の公告後遅滞なく、その財産の処分及 び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であつた者の承認を求めなければならない。 い。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第 75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年10月1日